

# 社会福祉法人島根県社会福祉事業団定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- ア 障害者支援施設「光風園」の設置経営
- イ 障害者支援施設「緑風園」の設置経営
- ウ 障害者支援施設「清風園」の設置経営
- エ 特別養護老人ホーム「簸の上園」の設置経営
- オ 特別養護老人ホーム「雪舟園」の設置経営
- カ 特別養護老人ホーム「眺峰園」の設置経営
- キ 特別養護老人ホーム「天神」の設置経営
- ク 特別養護老人ホーム「サテライトおやま」の設置経営
- ケ 特別養護老人ホーム「偕生園」の設置経営
- コ 特別養護老人ホーム「厚生センター八雲」の設置経営
- サ 障害者支援施設「厚生センター晴雲」の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ア 保育所「しらとり保育所」の設置経営
- イ 聴覚障害者情報提供施設「島根県聴覚障害者情報センター」の受託経営
- ウ 視聴覚障害者情報提供施設「島根県西部視聴覚障害者情報センター」の受託経営
- エ 老人短期入所事業の経営
- オ 障害福祉サービス事業の経営
- カ 相談支援事業の経営
- キ 老人デイサービスセンターの経営
- ク 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ケ 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的

かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県松江市東津田町 1741 番地 3 に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 理事、監事又は会計監査人の法人に対する損害賠償責任の一部免除
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 合併
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事、監事、会計監査人又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときの決議については、評議員全員の同意をもって行わなければならない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議が

されなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、別表第 1 に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、島根県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に

対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 事業の概要等を記載した書類



(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、島根県又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

## 第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事	田部	長右衛門
理事	伊達	慎一郎
理事	森広	厚造
理事	今井	英世
理事	古瀬	禦
理事	遠藤	嘉右衛門
理事	原	立市
理事	若槻	修道
理事	斎藤	強
理事	里田	美雄
理事	野々村	延
理事	立	正嘉
理事	木幡	久右衛門
理事	山下	幸一
理事	高橋	重聡
監事	児玉	真一
監事	安部	正法

附 則

この定款は昭和 63 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 7 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この定款は平成9年8月1日から施行する。

附 則

この定款は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成12年1月1日から施行する。

附 則

この定款は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成13年7月27日から施行する。

附 則

この定款は平成13年8月7日から施行する。

附 則

この定款は平成13年9月7日から施行する。

附 則

この定款は平成14年4月24日から施行する。

附 則

この定款は平成14年5月24日から施行する。

附 則

この定款は平成14年7月9日から施行する。

附 則

この定款は平成15年5月7日から施行する。

附 則

この定款は平成16年1月5日から施行する。

附 則

この定款は平成16年7月6日から施行する。

附 則

この定款は平成16年11月5日から施行する。

附 則

この定款は平成17年7月13日から施行する。

附 則

この定款は平成17年7月20日から施行する。

附 則

この定款は平成 17 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は平成 18 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この定款は平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 20 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は平成 21 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は平成 23 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は平成 25 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この定款は平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は平成 26 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は平成 27 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は平成 28 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は平成 29 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この定款は令和 4 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は令和 5 年 10 月 12 日から施行する。

(別表第1)

基本財産明細

1 現金 30,000,000 円

2 土地

所在地	地積	用途(名称)
島根県出雲市湖陵町大池 240 番 1、240 番 10 島根県出雲市湖陵町二部 1501 番 1、1501 番 3	16,201.33 m <sup>2</sup> 1,177 m <sup>2</sup>	光風園敷地
島根県邑智郡邑南町中野 2384 番、2384 番 16、3604 番 3	20,996.33 m <sup>2</sup>	緑風園敷地
島根県大田市市川合町吉永字替地田 1025 番、1090 番 3 島根県大田市大田町吉永字柳ヶ坪 1428 番 24、1453 番 14、1453 番 23、1453 番 24、1453 番 27 島根県大田市大田町大田字城平口 569 番 3	15,260.00 m <sup>2</sup> 2,174.28 m <sup>2</sup> 1,969.00 m <sup>2</sup>	清風園敷地
島根県雲南市大東町中湯石 88 番	11,195.74 m <sup>2</sup>	籐の上園敷地
島根県益田市かもしま北町 7 番 3	7,944.42 m <sup>2</sup>	雪舟園敷地
島根県大田市市川合町吉永字替地田 1025 番 1	20,854.00 m <sup>2</sup>	眺峰園敷地
島根県出雲市天神町 163 番 9	6,955.31 m <sup>2</sup>	天神敷地
島根県出雲市小山町 436 番 2、439 番 4、456 番 1	6,604.00 m <sup>2</sup>	サテライトおやま敷地
島根県浜田市黒川町 196 番 1	7,690.55 m <sup>2</sup>	偕生園敷地
島根県松江市上乃木七丁目 1920 番 2	15,604.94 m <sup>2</sup>	厚生センター敷地
島根県松江市内中原町 190 番、190 番 4、190 番 5	2,013.28 m <sup>2</sup>	しらとり保育所敷地

3 建物

所在地	構造	床面積	種類(名称)
島根県出雲市湖陵町大池 240 番地 1	鉄筋コンクリート鉄骨造瓦葺陸屋	3,950.39 m <sup>2</sup>	養護所(1階)
	根 2 階建	487.68 m <sup>2</sup>	養護所(2階)
	鉄骨造瓦葺平家建	403.80 m <sup>2</sup>	訓練所
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	321.07 m <sup>2</sup>	体育館(1階)
		56.00 m <sup>2</sup>	体育館(2階)
	木造瓦葺平家建	248.94 m <sup>2</sup>	研修所
	島根県出雲市湖陵町大池 240 番地 3	木造瓦葺平家建	178.86 m <sup>2</sup>
島根県出雲市湖陵町二部 1501 番地 3	木造かわらぶき平屋建	233.24 m <sup>2</sup>	グループホーム
島根県邑智郡邑南町中野 2384 番地、 2384 番地 16	鉄筋コンクリート造アルミ亜鉛合金メッキ鋼板葺平家建	4,849.94 m <sup>2</sup>	養護所
島根県邑智郡邑南町中野 3604 番地 3	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	230.90 m <sup>2</sup>	グループホーム

	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	230.90 m <sup>2</sup> 144.08 m <sup>2</sup> 34.88 m <sup>2</sup>	グループホーム 工場 作業所
島根県大田市川合町吉永字替地田 1025 番地	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建	4,726.79 m <sup>2</sup>	養護所
島根県大田市川合町吉永字替地田 1025 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 木造かわらぶき平家建	227.50 m <sup>2</sup> 103.44 m <sup>2</sup>	作業所 居宅
島根県大田市大田町吉永字柳ヶ坪 1453 番地 24、1453 番地 23	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	299.00 m <sup>2</sup>	デイサービスセンター
島根県大田市大田町大田字城平口 569 番地 3	鉄骨造かわらぶき平家建 鉄骨造かわらぶき平家建	243.00 m <sup>2</sup> 243.00 m <sup>2</sup>	ケアホーム ケアホーム
島根県雲南市大東町中湯石 88 番地	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3,822.76 m <sup>2</sup>	養護所
島根県益田市かもしま北町 7 番地 3	鉄骨造かわらぶき 2 階建 鉄骨造かわらぶき平家建 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	2,665.13 m <sup>2</sup> 2,100.54 m <sup>2</sup> 123.50 m <sup>2</sup> 16.00 m <sup>2</sup>	老人ホーム (1 階) 老人ホーム (2 階) 倉庫・車庫 物置
島根県大田市川合町吉永字替地田 1025 番地 1	鉄骨造・かわらぶき・2 階建	2,618.15 m <sup>2</sup> 2,287.93 m <sup>2</sup>	特別養護老人ホーム (1 階) 特別養護老人ホーム (2 階)
島根県出雲市天神町 163 番地 9	鉄骨造かわらぶき 2 階建 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	2041.19 m <sup>2</sup> 1945.95 m <sup>2</sup> 15 m <sup>2</sup> 32 m <sup>2</sup>	老人ホーム (1 階) 老人ホーム (2 階) 倉庫 倉庫
島根県出雲市小山町 436 番地 2、439 番地 4、456 番地 1	木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,131.50 m <sup>2</sup> 135.00 m <sup>2</sup> 54.00 m <sup>2</sup> 15.00 m <sup>2</sup> 7.50 m <sup>2</sup>	老人ホーム (1 階) 老人ホーム (2 階) 倉庫 倉庫 機械室
島根県出雲市小山町 455 番地 2、455 番地 3、455 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	322.09 m <sup>2</sup>	養護所
島根県出雲市小山町 455 番地 2、455	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	194.00 m <sup>2</sup>	デイサービスセ

番地 3、456 番地			ンター
島根県浜田市黒川町 196 番地 1	鉄骨造かわらぶき 2 階建  コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  鉄骨造アルミニウム板葺平家建	2860.57 m <sup>2</sup> 2040.52 m <sup>2</sup> 13.51 m <sup>2</sup> 432.00 m <sup>2</sup>	老人ホーム (1 階) 老人ホーム (2 階) 機械室 デイサービスセンター
島根県松江市上乃木七丁目 1920 番地 2	鉄骨造かわらぶき 3 階建  軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平家建	4,387.37 m <sup>2</sup> 4,194.33 m <sup>2</sup> 2516.41 m <sup>2</sup> 25.40 m <sup>2</sup> 19.31 m <sup>2</sup>	養護所 (1 階) 養護所 (2 階) 養護所 (3 階) 物置 集塵庫
島根県松江市内中原町 190 番地	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	433.09 m <sup>2</sup> 376.74 m <sup>2</sup>	保育所 (1 階) 保育所 (2 階)